

岐阜県配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画
(第4次)

岐 阜 県

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 岐阜県における配偶者等からの暴力に関する現状

- 1 配偶者等からの暴力被害の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 県民意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 計画の内容

- 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

施策の柱Ⅰ 暴力を許さない社会づくり

- ① 暴力を許さない県民意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- ② 若年者に向けた予防啓発・教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- ③ 加害者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

施策の柱Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

- ① 相談体制の整備と強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- ② 相談員の資質向上と二次被害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9

施策の柱Ⅲ 安全が保障される保護体制づくり

- ① 通報への迅速・的確な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- ② 安全の確保と保護体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

施策の柱Ⅳ 実効性のある自立支援体制づくり

- ① 被害者の生活再建に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- ② 子どもの安全・安心を確保する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8

施策の柱Ⅴ 被害者支援のための体制づくり

- ① 関係機関相互の連携促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
- ② 市町村における支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
- ③ 良質な支援につなげるための苦情処理体制整備・・・・・・・・・・ 3 2

第4章 計画の推進体制と役割分担

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 2 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者(注)からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者は罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVの被害者の多くは女性です。女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。こうした背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があります。

2002年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(2001年4月13日法律第31号。以下「DV防止法」という。)が全面施行され、国及び地方公共団体にはDVを防止し、被害者を保護する責務があることが法律で明示されました。

岐阜県では、同年に岐阜県女性相談センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付与し、関係機関との連携のもと、女性に対する相談、休日や夜間の緊急一時保護を県独自で実施するなど、被害者の実態に即した支援を積極的に進めてきました。

また、2004年5月に改正されたDV防止法により、DVの定義の拡大(精神的暴力、性的暴力を追加)・保護命令制度の拡充(子どもへの接近禁止命令等)とともに、国の基本方針に則して被害者の支援に係る基本計画を策定することや、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確化されました。

本県では、これを受け、DV防止法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(以下「DV防止基本計画」という。)」を策定し、被害者の実態に即した施策を全県的に実施してきました。

さらに、2007年7月のDV防止法改正では、市町村の役割の強化や保護命令制度の拡充(対象に生命又は身体に対する脅迫行為を追加、親族等への接近禁止命令の追加等)が図られました。2013年7月の改正では、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。また、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

現行のDV防止基本計画は、計画期間が2018年度末をもって終了するにあたり、より一層、総合的かつ効果的な施策を推進するため、新たなDV防止基本計画(第4次)を策定することとしました。改定した計画に基づく諸施策を推進することを通じて配偶者からのあらゆる暴力を許さない社会の実現を目指します。

注) この計画において、「配偶者」とは、DV防止法の定義と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

なお、この計画では、「配偶者からの暴力」には、恋人など親密な関係にある交際相手からの暴力も対象として考えています。

2 計画の位置づけ

- (1) DV防止法第2条の3の規定に基づく計画とします。
- (2) 「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」に掲げる「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」を図る取り組みとして位置づけます。
- (3) 国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を指針とします。

3 計画の期間

この基本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

ただし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直され、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

4 計画の基本理念

DV防止法及び関係法令等の基本的考え方に基づき、次のとおりとします。

- (1) 配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- (2) 女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げになっていること。
- (3) 被害者は自らの意思に基づき、安全に安心して自分らしく生きる権利を持つこと。
- (4) 子どもの目の前で配偶者間の暴力が行われることは、子どもの健全な心身の発達の妨げとなり、子どももまた被害者であること。
- (5) 暴力を許さない社会づくりを目指し、暴力を防止し被害者を支援することは、行政の責務であること。
- (6) 施策を進めるにあたっては、県、市町村等の関係機関、民間支援団体等が相互に連携し、協働することが不可欠であること。

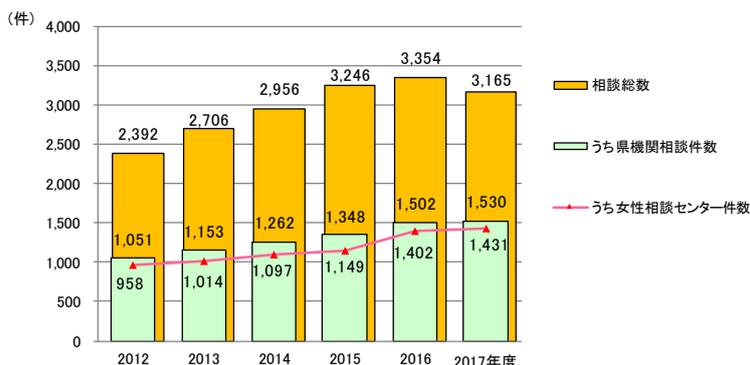
第2章 岐阜県における配偶者等からの暴力に関する現状

1 配偶者等からの暴力被害の実態

(1) 相談件数

岐阜県の配偶者暴力相談支援センターや、市町村の相談機関への2017年度の配偶者暴力相談件数は3,165件でした。そのうち、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、1,530件であり、年々増加傾向にあります。

図表1-1 県内相談機関における相談件数



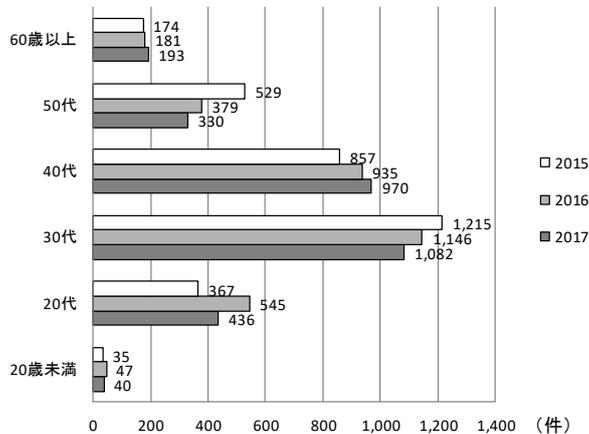
【県子ども家庭課調べ】

2017年度に県内の相談機関に寄せられた計3,165件の相談のうち、障がい者からの相談件数は320件(10.1%)、男性からの相談件数は16件(0.5%)、日本語が不十分な方からの相談は94件(3.0%)でした。

また、交際相手からの暴力に関する相談は53件でした。

2017年度の相談件数について年齢別にみると、30代、40代が多い傾向がありますが、60歳以上の相談者も一定数を占めています。

図表1-2 相談件数(年齢別)



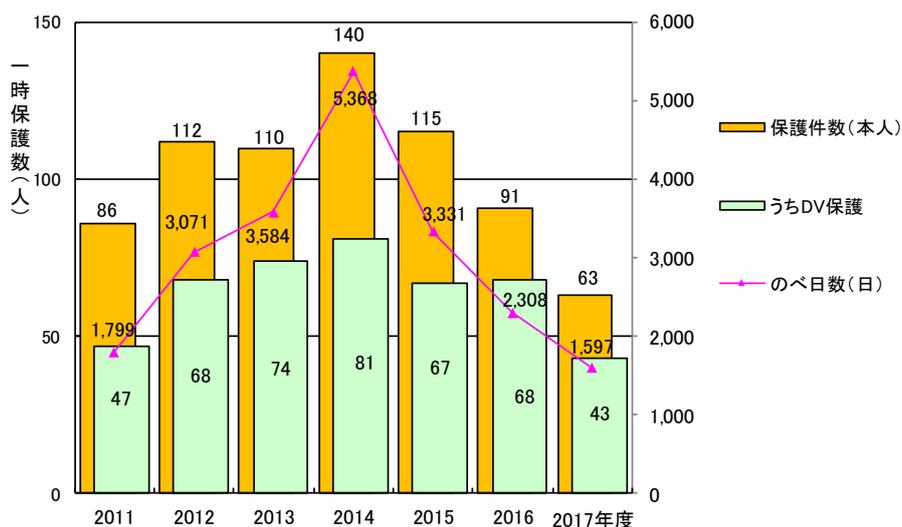
【県子ども家庭課調べ】

(注) 不明除く。

(2) 一時保護件数

岐阜県では、女性相談センターにおける一時保護の他、委託一時保護及び休日夜間に対応するための緊急一時保護を行っています。年度によって件数は変動しますが、DV被害者の一時保護割合は5割を超えている状況です。

図表1-3 一時保護件数



【県女性相談センター調べ】

一時保護において、DV事案での保護件数と同伴児者の数を見てみると、被害者が複数人の同伴児者を連れて保護されているケースが多くあることが分かります。

図表1-4 女性相談センターにおける一時保護件数

区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
一時保護件数	95	75	79	87	86	112	110	140	115	91	63
うちDV	74	45	60	59	47	68	74	81	67	68	43
同伴児者数	87	78	73	70	49	110	127	111	114	95	53
うちDV	78	71	66	59	45	95	110	83	77	81	41

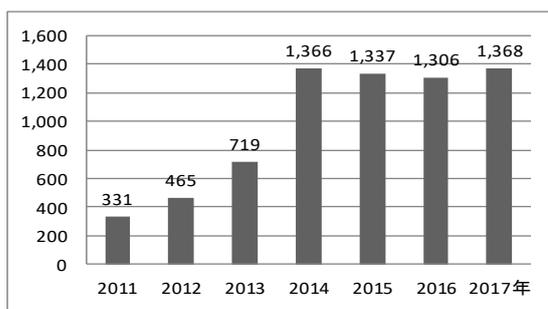
【県女性相談センター調べ】

(3) 警察での対応

警察でのDVの認知件数は増加傾向にあり、加害者に対する措置についても同様に増加傾向にあります。警察における積極的な対応が進んでいる状況が反映されているものと思われます。

<配偶者からの暴力事案>

図表 1-5 認知件数



【岐阜県警察本部生活安全総務課調べ】

図表 1-6 加害者に対する措置

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
保護命令対応	24	36	34	56	42	49	34
保護命令違反検挙	0	2	1	2	1	1	2
事件検挙	12	44	61	348	401	319	302
口頭警告・指導	92	189	349	544	665	666	723

【岐阜県警察本部生活安全総務課調べ】

(4) 県内市町村の相談体制

現在、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置は0件となっています。また、市町村におけるDV防止協議会は28市町村で設置(2018年12月現在)されています。

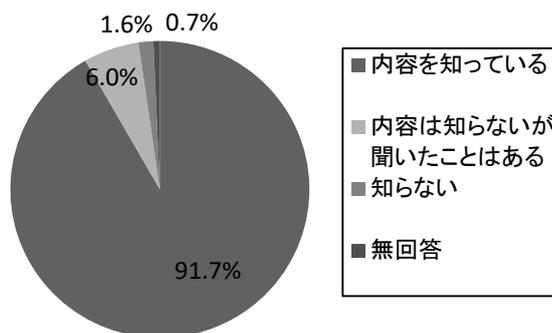
2 県民意識

(1) 認知度

本県では、男女共同参画や女性に対する暴力についての県民の意識や実態を把握するため、2017年に「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施しました。

用語等の認知度を聞いたところ、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉の内容を知っていると回答した人の割合は91.7%でした。

図表2-1 ドメスティック・バイオレンスの認知度

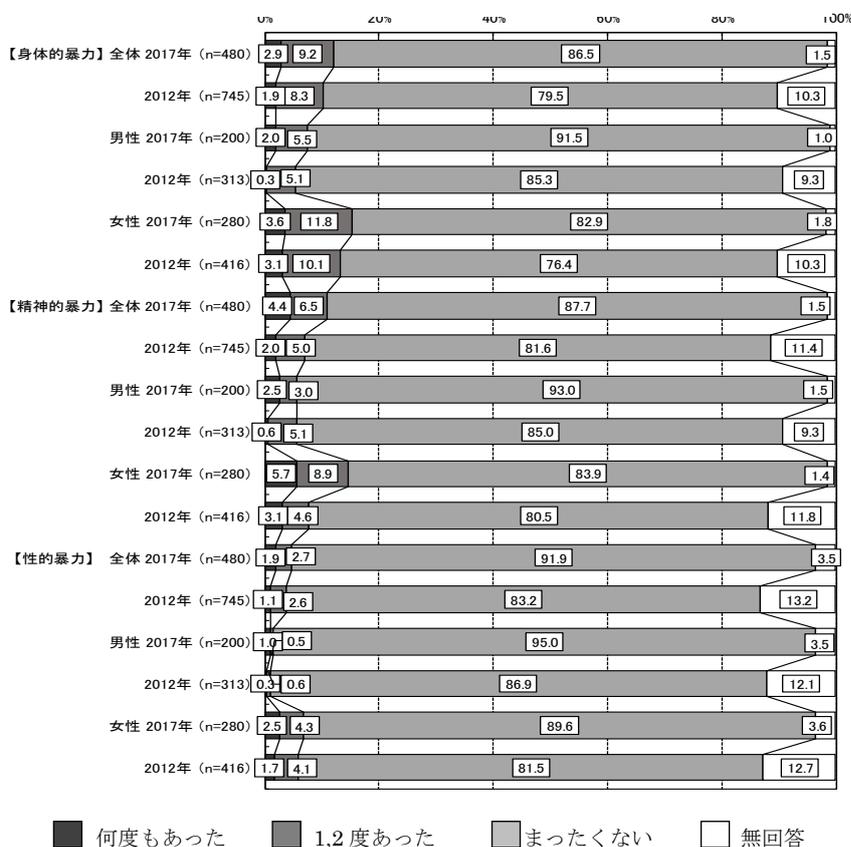


【県男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）】

(2) 被害経験

DVの経験について聞いたところ、被害経験が「何度もあった」「1、2度あった」とする人の割合が、2012年調査と比較すると、性別にかかわらず増加しています。

図表2-2 暴力を受けた経験（性別）



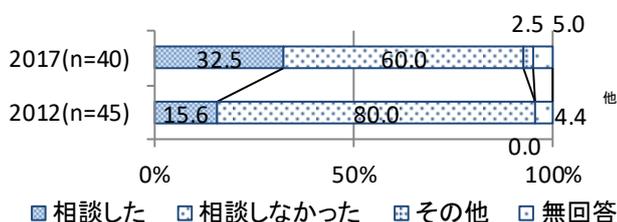
【県男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）】

(3) 相談の有無と相談しなかった理由

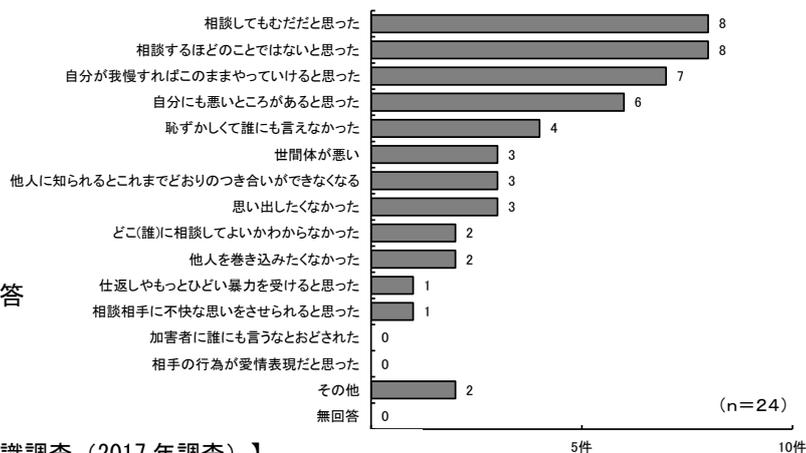
過去5年以内に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあった人のうち、「相談しなかった」人は60.0%を占めていますが、2012年調査と比較すると、相談しなかった人の割合は20%減少しています。

相談しなかった理由として、「相談してもむだだと思った」、「相談するほどのことではないと思った」、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「自分にも悪いところがあると思った」と回答した人が多く、この傾向は2012年調査と同じです。

図表2-3 配偶者から暴力を受けたときに誰かに相談したか



図表2-4 相談しなかった理由

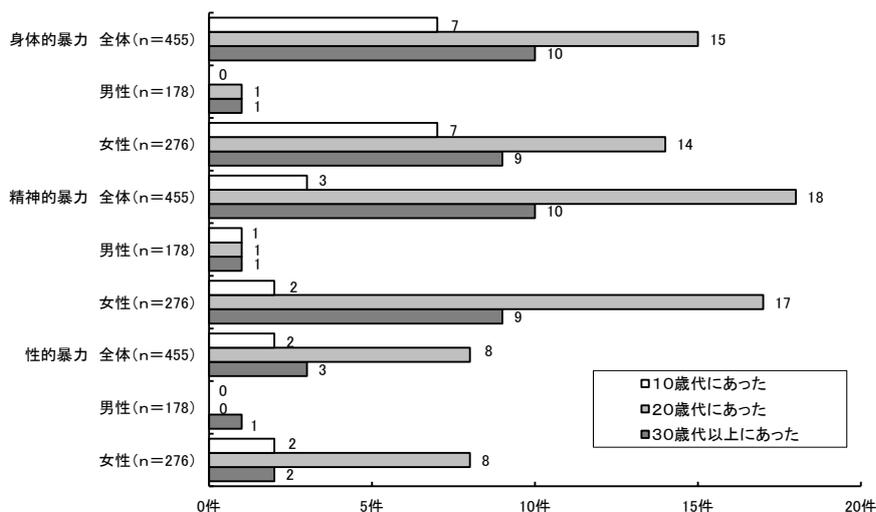


【県男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）】

(4) 交際相手からの暴力

交際相手からの暴力を受けた経験について、「20歳代にあった」とする女性の割合が高くなっています。

図表2-5 交際相手から暴力を受けた経験



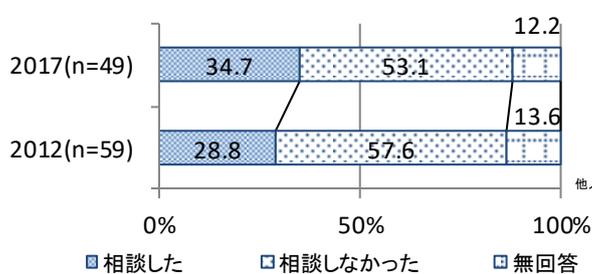
【県男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）】

配偶者となった相手以外の交際相手から暴力を受けたことがあったと回答した人のうち、交際相手から暴力を受けたときに「相談した」のは34.7%、「相談しなかった」のは53.1%で、わずかではありますが、2012年調査よりも相談した人の割合が増加しました。

相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」、「相談してもむだだと思った」、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」といった回答が多くなっており、配偶者間の暴力と同様の傾向となっています。

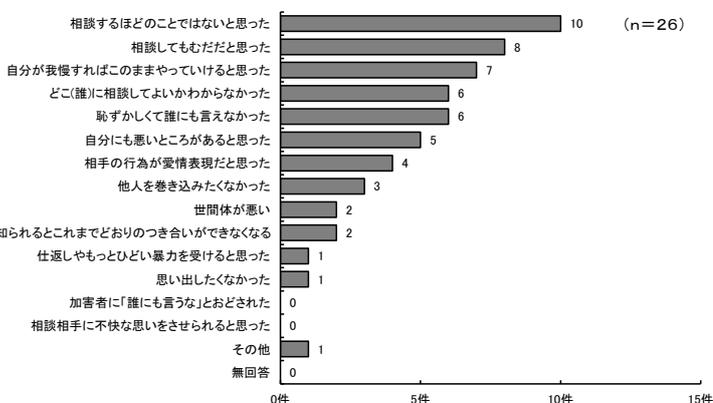
図表2-6

交際相手から暴力を受けたときに誰かに相談したか



図表2-7

交際相手から暴力を受けたときに相談しなかった理由

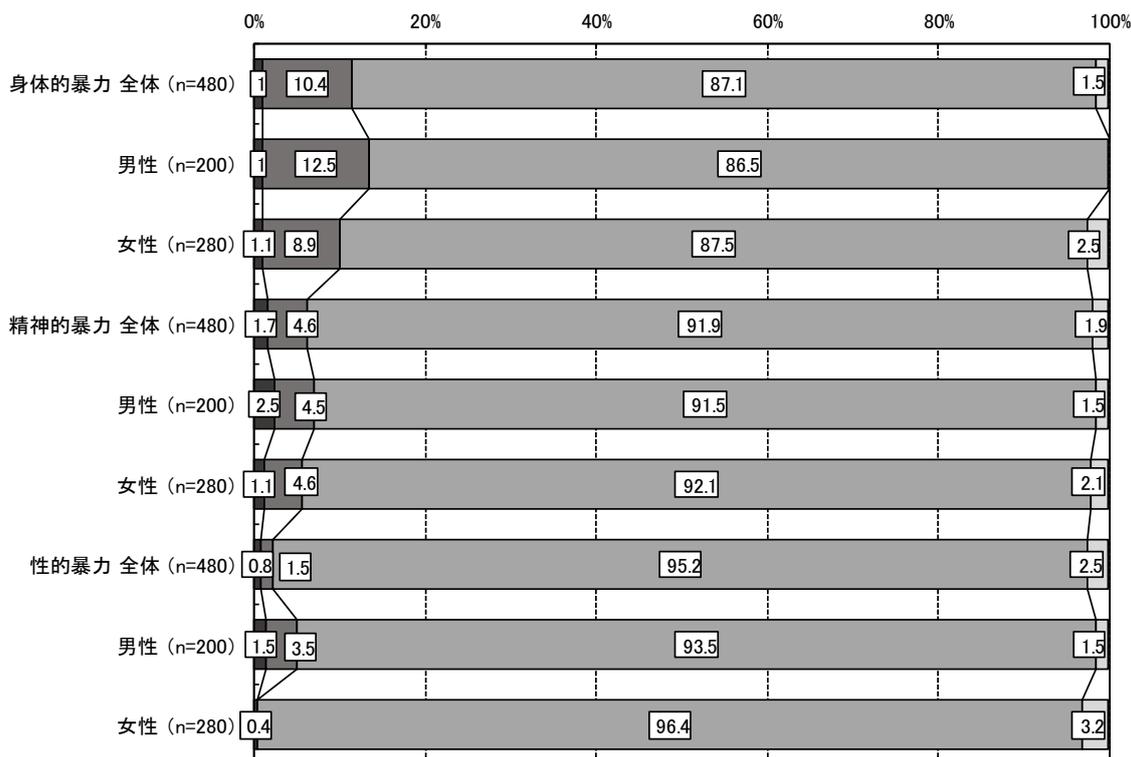


【県男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）】

(5) 配偶者への暴力

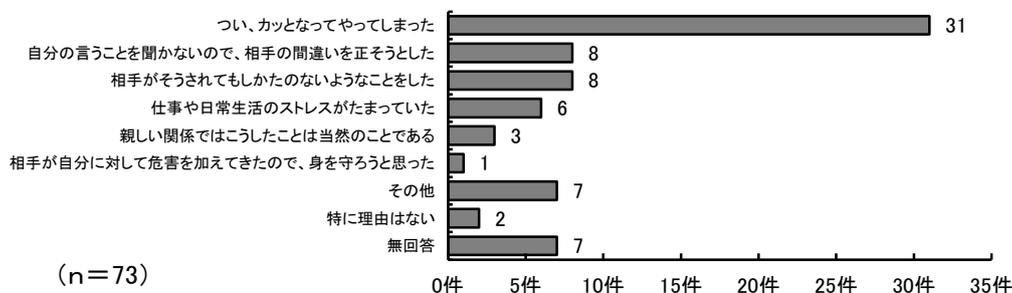
今回初めて、配偶者への暴力経験について聞いたところ、「何度もあった」、「1、2度あった」とする人は、身体的暴力では11.4%、精神的暴力では6.3%、性的暴力では2.3%でした。その理由としては、「つい、カッとなってやってしまった」が31件で最も多く、次いで「自分の言うことを聞かないので、相手の間違いを正そうとした」、「相手がそうされてもしかたのないようなことをした」という回答となっています。

図表2-8 配偶者への暴力経験



【県男女共同参画に関する県民意識調査 (2017年調査)】

図表2-9 配偶者への暴力の理由



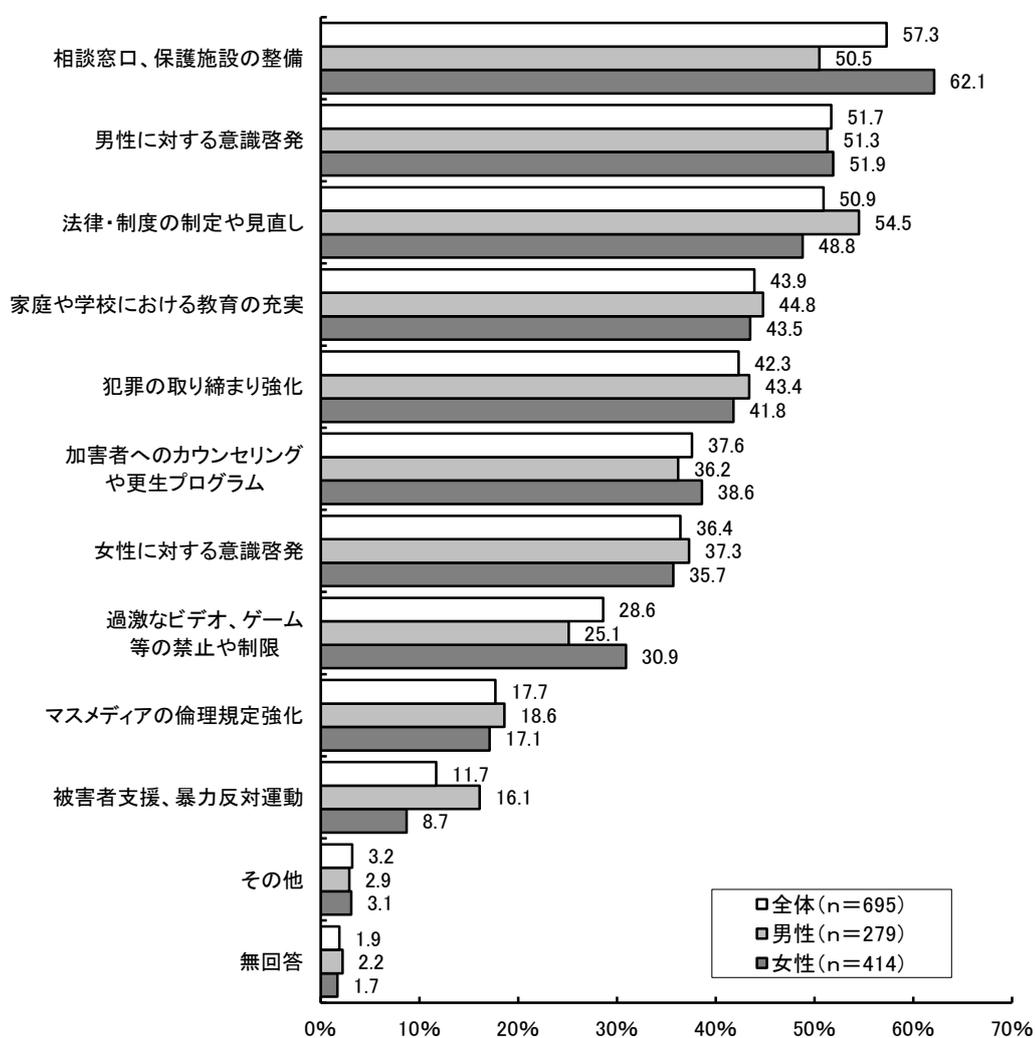
【県男女共同参画に関する県民意識調査 (2017年調査)】

(6) 男女間の暴力をなくすために必要なこと

男女間での暴力等をなくすために必要なこととして、「相談窓口、保護施設の整備」が最も高く、次いで、「男性に対する意識啓発」、「法律・制度の制定や見直し」の割合が高くなっています。県内には、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談窓口があり、また法律や制度なども必要に応じて改正が行われているにもかかわらず、こうした回答が多いのは、それらの周知が十分ではないことが要因の一つだと考えられます。

また、「男性に対する意識啓発」は51.7%と高い割合となっています。男女別にみると、男性が51.3%、女性が51.9%となっており、男女ともに男性の理解不足を感じていることがうかがえます。

図表2-10 DVやセクハラをなくすために必要なこと



【県男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）】

第3章 計画の内容

【 計画の体系 】

施策の柱	施策の方向	主な取組
I 暴力を許さない社会づくり		
	①暴力を許さない県民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ■ DV防止に向けた広報啓発の推進 ■ 家庭・地域・職場等における広報啓発の推進
	②若年者に向けた予防啓発・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若年者向け広報啓発の推進 ■ 教育関係者への周知 ■ 人権教育の推進
	③加害者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加害者を生まないための広報啓発の推進 ■ 加害者更生のための情報収集
II 安心して相談できる体制づくり		
	①相談体制の整備と強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談窓口の周知 ■ 男性、性的少数者※1、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応 ■ 県配偶者暴力相談支援センターにおける相談体制の強化 ■ 市町村における相談体制の整備 ■ 関係機関との連携
	②相談員の資質向上と二次被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関担当者の資質向上 ■ 二次被害防止のための研修の実施
III 安全が保障される保護体制づくり		
	①通報への迅速・的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警察を含む関係機関との連携強化 ■ 通報・発見体制の充実
	②安全の確保と保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性相談センターを中心とした関係機関との連携 ■ 一時保護体制の充実 ■ 保護命令等への対応

施策の柱	施策の方向	主な取組
------	-------	------

IV 実効性のある自立支援体制づくり

①被害者の生活再建に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害者の心のケアと自立のための支援 ■ ひとり親支援に係る情報提供 ■ 継続的な支援体制の整備
②子どもの安全・安心を確保する支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの心のケア ■ 子どもの就学等への支援 ■ 子どもの安全を確保する支援体制の整備

V 被害者支援のための体制づくり

①関係機関相互の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内ネットワークの強化 ■ 民間支援団体の活動支援及び連携
②市町村における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村「DV防止基本計画」策定の促進 ■ 市町村「DV防止協議会」設置の促進 ■ 市町村「配偶者暴力相談支援センター」設置の促進
③良質な支援につなげるための苦情処理体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 苦情処理体制づくり

※1 性的少数者とは：同性愛等の性的指向の人や生物学的な性と自己意識の性(からだの性とこころの性)が一致しない人。性的少数者の総称の一つとして、LGBTともいう。

なお、LGBTとは、次の言葉の頭文字をとった言葉。

L(Lesbian、女性の同性愛者)、G(Gay、男性の同性愛者)、B(Bisexual、両性愛者)、T(Transgender、体の性と心の性に違和感がある人)

この他にも Asexual(無性愛)、Pansexual(全性愛)、Intersex(身体的に男女の区別が付きにくい人)、Questioning(確信が持てない人)など様々な人がいることから「LGBTs」、「LGBTQ」等と呼ばれることもある。

施策の柱Ⅰ 暴力を許さない社会づくり

めざす姿

DVの被害者の多くは女性です。こうした背景の一つには、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差など男女が置かれている状況、また、夫が妻に暴力を振るうことについて寛容な考え方、女性を対等なパートナーとして見ない女性差別の意識などに根ざした社会的・構造的な問題があります。

DVは身近にある重大な人権侵害であり、社会全体で考えるべき問題であるということを県民一人ひとりがよく理解し、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を持ち、自己の尊厳を大切にしながら、お互いが一人の人間として尊重される社会づくりを目指します。

【 施策の方向1 暴力を許さない県民意識の醸成 】

現状と課題

- 各種講座の実施や、予防啓発用小冊子やリーフレット、相談窓口周知用カードなどを作成し、県関係施設や市町村、高等学校などへ配布することにより、DVに関する理解促進及び相談窓口の周知に努めています。「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)には、全市町村において街頭啓発等の啓発活動を実施するなど、県内全域で意識醸成のための取り組みを行っています。
- DVという言葉の浸透により、女性相談センター及び配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年々増加傾向にあります。しかし、暴力を受けても相談しなかった人が60%おり、また相談しなかった理由として「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「自分にも悪いところがあった」と回答するなど、DVという言葉の認知度は高まっていますが、DVが正しく理解されておらず、DV防止に向けた県民意識が十分に醸成されているとは言えない状況です。また、DVの被害経験について、身体的暴力を受けたことがあると回答した女性は15.4%、精神的暴力は14.6%、性的暴力は6.8%であり、男性がそれぞれ7.5%、5.5%、1.5%であるのと比べると、女性の方がDV被害の経験が多いと考えられます。(県男女共同参画に関する県民意識調査(2017年調査))
- また、DV等をなくすために必要なこととして「男性に対する意識啓発」が男女ともに高い割合を占めており、男女ともに男性の理解不足を感じていることがうかがえます。(県男女共同参画に関する県民意識調査(2017年調査))
- 警察でのDVの認知件数は増加傾向にあり、警察における積極的な対応が進んでいる状況がうかがえますが、DVの被害経験があったとする割合から推察すると、まだ潜在化している現状があると言えます。

主な取組

■ DV防止に向けた広報啓発の推進

- ・テレビ・ラジオ・新聞等の各種メディアやホームページ、市町村広報を活用するほか、リーフレットの配布等により、県民にDVが正しく理解されるよう、啓発活動を進めていきます。また、啓発のための資料を作成して、市町村へ配布するなど、地域における広報啓発の推進を支援していきます。
- ・学校や保育所、幼稚園、子育て関連施設、自治会、PTAなどの地域社会のあらゆる場や、暴力を発見しやすい立場にある医療関係者※2 や介護関係者※3、福祉関係者※4 などの職務上の関係者に対して、講師派遣や講座の開催などによりDVに関する正しい知識や対応方法を普及啓発し、正しい情報が届く環境づくりを進めていきます。

■ 家庭・地域・職場等における広報啓発の推進

- ・DVの被害者が30代、40代の女性に多いことから、乳幼児健康診査時や、学校や子育て関連施設等においてリーフレットを配布することで、各家庭に情報を提供します。
- ・民生委員や児童委員の地域会合に講師を派遣し、地域におけるDV防止に向けた広報啓発を推進します。
- ・企業向けDV防止メールマガジン等、情報を配信することで、職場における広報啓発を推進します。

※2 医療関係者：医師、歯科医師、保健師、看護師など

※3 介護関係者：ホームヘルパー、ケアマネージャーなど

※4 福祉関係者：民生委員、児童委員など

【 施策の方向2 若年者に向けた予防啓発・教育の推進 】

現状と課題

- 配偶者間だけではなく、恋人間においてもDVが起きていることが指摘されています。また将来、新たな被害者・加害者を生み出さないためにも、若年者に向けた啓発をさらに推進していくことにより、未然防止に取り組んでいく必要があります。
- 本県では、若年者に対してDVに関する知識を普及し、DVの発生を未然に防止することを目的として、中学校・高等学校、大学等に対して、DVに関する専門的な知識や経験を有する講師を派遣しています。2014～2018年度の間、計55校に派遣を行っており、生徒や教職員等に対する意識啓発を推進しています。
- DVが起きる背景として、性別による固定的な役割分担意識や女性の人権軽視のなごり等の社会的な問題があります。個々の人権を尊重するため、DVや男女共同参画に関する人権教育の推進が必要です。
- DVやいじめ、児童虐待などのあらゆる暴力を根絶するためには、命の大切さや暴力をなくそうという意識を高めることが大切です。その大きな力となるのが教育であり、地域や学校、家庭などあらゆる場における教育が重要です。

主な取組

■ 若年者向け広報啓発の推進

- ・DV防止のためには、被害者も加害者も生まないという未然防止の視点から、若年者に対してDVを正しく理解してもらうことが重要です。教育委員会と連携を図りながら、学校等に講師を派遣するなど、DVについて学ぶ機会をもってもらうための働きかけをしていくとともに、そのための支援をしていきます。
- ・若年者向けの広報資材の作成・配布や、インターネット・SNS等の活用などにより、若年者に対して効果的な広報啓発を実施していきます。
- ・若年者への教育に携わる者及び保護者等がDVの特性や背景を正しく理解するための機会を増やし、地域及び家庭においても若年者向け広報啓発の推進に対する理解と協力が得られるよう働きかけます。

■ 教育関係者への周知

- ・若年者の多くは、教育機関に通っています。若年者向けに直接、DV防止に向けた広報啓発をすることはもちろんですが、日頃、若年者と深く関わっている教育関係者にDVを理解していただくために、教育委員会と連携を図りながら、教育関係者向けに講師を派遣するなど、周知に努めます。

■ 人権教育の推進

- ・人権教育は、子どもたちの健やかな成長を願い、人権尊重の精神を育むことを目指しています。そのために、さまざまな人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に着くよう、学校・家庭・地域社会が一体となって計画的、継続的に取り組みます。

【 施策の方向3 加害者対策の推進 】

現状と課題

- DVの問題を解決するためには、被害者を保護し、生活再建のための支援を行うことはもちろんですが、加害者自身が暴力から脱却することができなければ、再発の危険性や新たな被害者を生み出してしまう可能性があります。
- DV防止法では、「加害者更生のための指導の方法を調査研究する」との規定を盛り込み、内閣府や一部の自治体、民間支援団体等で取り組みが行われ、加害者更生プログラムに関する現在の課題や今後のあり方等について、考察されているところですが、現状では、指導方法等が確立されておらず、その評価については未知数です。
- 加害者更生については、DVは本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であることを考慮した上で、被害者の安全を高め、また、新たな被害者・加害者を生み出さないことを目的とした県としての未然防止のための取り組みが重要です。

主な取組

■ 加害者を生まないための広報啓発の推進

- ・加害者の中には、DVの理由について「自分の言うことを聞かないので、相手の間違いを正そうとした」、「相手がそうされてもしかたのないようなことをした」（県男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査））というように、相手に原因があると考える人もいます。自分がDV加害者であるという認識がないことも考えられます。そこで、DV防止の啓発の一環として、自分の行為がDVであると自覚できるよう、加害者を生まないためのポスター等を作成します。
- ・警察での積極的な事件化などにより、加害者に対して「DVは犯罪である」という意識を持たせるように取り組んでいきます。

■ 加害者更生のための情報収集

- ・加害者更生のための国の調査研究や、他都道府県や民間支援団体等による取り組みについての情報を収集し、県としての今後の対策について検討していきます。
- ・被害者支援等の関係者が加害者対策のための情報交換をする場を設定するなどして、調査研究を行っていきます。

施策の柱Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

めざす姿

DVは、被害者の生命や身体に危害が及んだり、心身に有害な影響が及ぶことがあるにもかかわらず、外部からはその発見が困難な個々の家庭内において行われるため、潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として軽視される傾向にあります。

また、被害者自身も、繰り返し受ける暴力による不安や恐怖等、様々な理由から「自分にも悪いところがあったから」、「自分さえ我慢をすれば」と周囲に助けを求められずに、一人で苦しんでいる状況があります。

被害が深刻になる前に、被害者が身近な場所で安心して相談ができ、かつ良質な相談や必要な情報が得られる体制づくりを目指します。

【 施策の方向1 相談体制の整備と強化 】

現状と課題

- DV等をなくすために必要なこととして「相談窓口、保護施設の整備」が最も高い割合を占めています。県内には、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談窓口があるものの、こうした意見が出ることは、相談窓口が十分に周知されていないことが要因の一つだと考えられ、さらなる周知が必要です。
- 女性相談センターに配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持たせ、相談への対応を行っています。現在では、各県事務所福祉課等、県内計9か所に配偶者暴力相談支援センターを設置しています。こうした県内相談機関への相談件数は増加傾向にあり、さらなる相談体制の整備や情報提供の充実等が求められます。
- 女性相談センターでは、増加傾向にある相談に対応するため、夜間及び休日に電話相談の対応を行うとともに、電話相談での対応が困難なケースについては、来所での相談にも応じています。今後も、相談状況に応じた体制の整備を行い、被害者等からの相談に適切に対応していく必要があります。
- 相談件数全体からみると、少数ではありますが、男性や障がい者、高齢者、外国人などからの相談があり、性的少数者などを含む相談者のあらゆる状況に応じて、的確な対応ができるような体制づくりをしていくことが必要です。
- また、外国人被害者も日本人と同様の支援が受けられますが、言葉や文化の違いが障害になり、その被害はさらに深刻です。関係機関と緊密な連携をとり、外国人の被害者であっても人権尊重を最優先課題として対応していく必要があります。
- さまざまな住民サービスの窓口となっている市町村では、住民の身近な相談窓口として重要な役割を担っています。市町村との連携を強化し、相談窓口を明確化するとともに、安全に諸手続きが行えるようにするなど、身近なところでの支援体制を整備していく必要があります。

主な取組

■ 相談窓口の周知

- ・各地域における街頭啓発活動の実施等、広く県民に対して相談窓口を周知するための取組みを行います。
- ・各種相談機関、医療機関、子育て関連施設等、被害者が立ち寄る可能性のある場所にリーフレット・カード等を配備するなど、被害者へ直接情報が届くよう効果的な相談窓口の周知を図ります。

■ 男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応

- ・男性被害者からの被害相談について、男性専用窓口を設け、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境整備に努めます。
- ・LGBT 専門相談窓口を設置し、性別や性的指向、性自認、性同一性障害等によつた様々な悩みを受け付けるとともに、DV 相談窓口においても性的少数者からの相談対応ができるよう、資質向上を図ります。
- ・障がい者、高齢者からの被害相談については、障がい者虐待又は高齢者虐待に該当する場合は、障害者虐待防止法又は高齢者虐待防止法に基づき、市町村に通報を行いますが、その後の被害者支援については、市町村等関係機関と連携を図ります。なお、緊急性のある事案等については、一時保護を行います。
- ・各市町村や福祉事務所へ外国人被害者が相談に訪れた際、各地域において対応ができるよう、通訳確保等の仕組みづくりを検討します。

■ 県配偶者暴力相談支援センターにおける相談体制の強化

<女性相談センターの役割>

- ・女性相談センターを各圏域の配偶者暴力相談支援センターや、その他の被害者相談窓口の連携の中心となる施設として位置づけ、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務を担います。また、相談員の資質向上のための研修制度等を充実させるとともに、職員及び女性相談員を必要に応じて増員します。
- ・専門性が要求される相談には、精神科医や弁護士などの専門家への委嘱による対応を検討していきます。
- ・SNSを使った相談受付について、調査研究を行い、導入の可能性について検討していきます。
- ・地域の相談窓口及び民間支援団体等へのスーパービジョンを通じ、支援にあたる者の心のケアに努めます。

<各県事務所福祉課及び岐阜地域福祉事務所の役割>

- ・各県事務所福祉課及び岐阜地域福祉事務所(県内8カ所)に設置している配偶者暴力相談支援センターは、地域における配偶者からの暴力の相談窓口の中核として、管内市町村に対する助言や情報提供を行います。
- ・配偶者暴力相談支援センター向けの研修に参加等することで、職員の資質向上を図

り、相談体制を強化します。

■ 市町村における相談体制の整備

市町村において配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけていくとともに、ノウハウを提供するなど設置に向けた支援をしていきます。

また、配偶者暴力相談支援センターを設置できない場合にあっても、市においては女性相談員を配置するなど、また町村においては配偶者からの暴力の相談窓口を明確化し、専門的な知識を持った職員による相談対応を実施するなど、安心して相談できる体制を整備するよう働きかけ、支援をしていきます。

■ 関係機関との連携

県や民間支援団体等における被害者からの相談窓口のほか、警察、児童虐待、高齢者虐待、障がい者支援、青少年支援、多重債務等の相談窓口間の連携を強化することにより、被害者を早期に発見するための体制を整えとともに、迅速・的確な被害者支援が行えるように協力体制を整備します。

【 施策の方向2 相談員の資質向上と二次被害の防止 】

現状と課題

- 女性相談センターにおいては、専門機関の職員としての資質向上や情報収集のため、他機関が主催する研修会等に積極的に職員を派遣しています。また、女性相談センターが主催する研修については、受講者の希望等を反映した内容での研修を実施するなど、質の高い研修機会を提供し、行政機関のDV担当者の資質向上を図っています。
- 研修実施にあたっては、技術や知識の習得はもちろんのこと、二次被害の防止に重点を置くとともに、相談員が陥る「バーンアウト(燃え尽き)※5」や「代理受傷※6」の防止について、対策が必要です。県では、スーパービジョンの実施等により対策を行っているところですが、今後もそうした機会を確保していくことが重要です。
- 社会状況の変化や相談件数の増加に伴い、複雑・困難な相談が増加しています。個々のケースに適切に対応していくために、今後も研修内容を充実させるなど、相談員の資質の向上を図っています。
- 一方で、市町村の中には、あまり相談が寄せられない窓口もあります。相談経験の不足を補うために、初任者に向けた基礎的な研修を行うなど、あらゆる相談員の資質を向上するための取り組みが求められます。

主な取組

■ 関係機関担当者の資質向上

- ・各関係機関や民間支援団体で被害者の相談や支援に当たる職員等に対し、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実際の業務に直結する研修を継続的・計画的に実施していきます。また、他機関が実施する研修等

への参加についても支援をすることにより、幅広い知識や技術等を習得するための機会を提供していきます。

- ・女性相談センターが主催する研修の回数を増やし、資質向上の機会を増やすとともに、初任者等、経験の浅い職員等に向けた研修を実施することで、相談や支援に当たる職員等一人ひとりの資質向上を目指します。
- ・被害者の相談、支援にあたる者のバーンアウトや代理受傷などの精神的な負担を軽減するため、スーパービジョンなどを通じて心のケアに努めます。

■ 二次被害防止のための研修の実施

二次被害とは、被害者から相談を受けた支援者など、本来は被害者の味方になるべき人たちが、暴力の責任が加害者にあるにも関わらず、「あなたも悪いんじゃないの」、「我慢が足りない」といった被害者を責めるような言動を取るなど、被害者に二次的な被害を与えてしまうことです。一番身近な窓口である市町村をはじめ、福祉事務所、保健所、警察署、男女共同参画・女性のための総合的な施設などの職務関係者に対し、研修会等を通じて二次被害を発生させないよう周知していきます。

- ※5 「バーンアウト(燃え尽き)」とは:支援者自身が、被害者の状況を変えることができないことで無力感を感じ、それまで熱心にかかわってきたことに急に興味をなくすこと。
- ※6 「代理受傷」とは:被害者から聞くショッキングな話に支援者自身が傷つくこと。

施策の柱Ⅲ 安全が保障される保護体制づくり

めざす姿

DVにより加害者から避難してきた被害者、被害者に同伴する家族及び被害者を支援する関係者は、加害者から危害を加えられる恐れがあります。警察と各関係機関が緊密に連携・協力し、被害者の状況に適した迅速な安全の確保と安心して過ごせる保護環境を整備することは、最優先されるべき事項です。

また、同伴する子どもに対する適切な心のケアや学習機会の提供、さらに、男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう相談体制を整備し、被害者や同伴者等の安全が保障される保護体制づくりを目指します。

【 施策の方向1 通報への迅速・的確な対応 】

現状と課題

- DV防止法では、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることと規定されています。
- DVは犯罪であるとの認識が社会に広がってきています。警察においても、より積極的に事件として取り扱うよう体制が変化してきており、第2次計画期間中(2009年～2013年)は、認知件数が数百件、事件検挙も数十件であったところ、第3次計画期間中(2014年～2018年)には、認知件数が約1,300件、事件検挙が3～400件で推移するなど、加害者に対する措置件数は増加しています(岐阜県警察本部生活安全総務課調べ)。
- DVは家庭内や親密な関係性のなかで行われ、また、被害者も家庭などの事情や加害者の報復をおそれて相談することをためらう場合もあり、外部からの発見が非常に困難です。また、被害者がDVであること自体に気が付いていなかったり、相談先がわからないといった場合もあり、被害を受けているにも関わらず相談に結びついていないケースがあることが想定されます。そのような被害者に対して、DVに関する正しい情報を届けていくための環境づくりが求められます。
- 本県では、広く県民に対し研修事業や啓発資料を提供することにより、DV被害の早期発見や通報の促進に努めるとともに、医療機関向けDV対応マニュアルを作成、配布することにより、被害者の早期発見・保護の促進を図っています。今後も、通報についての法の規定とその趣旨等を周知徹底していくことが重要です。
- また、暴力を発見しやすい立場にある医療関係者や介護関係者、福祉関係者に対しては、この問題を正しく理解し、被害者へ適切な情報を提供する役割が期待されており、継続的にDV理解のための啓発を行っていく必要があります。

主な取組

■ 警察を含む関係機関との連携強化

- ・被害者に対して身体に対する暴力が行われていると警察に通報があった場合は、警察は直ちに現場に赴き、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護に努めます。また、被害者の意思を踏まえて、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行います。
- ・男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適当と考えられる多様な一時保護委託先を確保します。また、通訳や手話通訳等による情報手段の確保にも努め、被害者の心のケア、手続きの支援ができる体制を整備していきます。

■ 通報・発見体制の充実

- ・被害者へ適切な情報を提供する役割が期待される医師や看護師などの医療関係者、ホームヘルパーやケアマネジャーなどの介護関係者、民生委員や児童委員などの福祉関係者など、職務上の関係者に対して、DVに関する正しい知識や、配偶者暴力相談支援センター等の機能について周知していきます。また、身体への暴力を受けている者を発見した場合等の通報についても周知していきます。
- ・介護関係者や福祉関係者は、医療関係者と同様、被害者を発見しやすい立場にあることから、対応方法や、関係機関との連携方法等を記載したリーフレットを作成・配布するなど、被害者を早期発見し、適切に保護する体制づくりをしていきます。

【 施策の方向2 安全の確保と保護体制の充実 】

現状と課題

- 県の女性相談センターでは、被害者やその同伴する家族がDVから逃れ、心身の健康の回復を図るとともに、生活基盤を安定させて自立の準備をしていくための支援として、一時保護を行っています。
- 一時保護に当たっては、男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等、被害者本人の状況や、同伴する家族の有無等を勘案し、女性相談センターの一時保護のほか、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じた適切な一時保護委託先において保護をしていくことが必要です。
- 一時保護を実施した被害者の多くは、子どもを同伴しています。そうした子どもへの支援を行うため、一時保護所に専門職員を配置し、保育や学習の支援等を通じ、精神的不安をケアするとともに、育児に不安を持つ被害者に対しては、子育ての助言を行っています。家庭内でのDVを子どもが目当たりしたり聞いたりすることや、巻き込まれて虐待を受けることは、子どもの心身に大きく影響を与えます。今後も、子ども相談センター等との連携を図りながら、

子どもの心のケアについて十分に配慮していくことが必要です。

- 一時保護所については、DV被害により傷ついた入所者が個々の生活空間で心身を休め、緊張と不安を緩和する空間とするため、同伴する家族の有無等、入所者の多様な状況に応じて適切な保護ができるような体制の充実が求められます。
- 配偶者からの生命の危険を感じるような暴力は夜間に発生する可能性が高く、休日・夜間については、福祉事務所による県内16カ所での緊急一時保護を実施し、女性相談センターへつないでいます。
- 加害者からの追求が激しい場合には、被害者を支援する関係者も危険にさらされる場合があります。女性相談センター及び一時保護所の危機管理体制の徹底を図るとともに、関係機関は警察との連携を密にして、情報の共有化を図りながら対応していく必要があります。なお、警察では、被害者の身辺警護等の各種保護対策を実施しています。
- 全国では、窓口での誤った対応により、被害者の住所が判明する等の事案が発生しており、より一層、制度等を周知徹底し、被害者の安全確保に努めていくことが求められます。
- 被害者の安全確保のためには、一時保護と並んで保護命令制度も有効な手段です。制度を一層周知するとともに、被害者への適切な情報提供・助言が必要です。
- 保護命令が発令された場合には、警察は速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための留意事項や緊急時の迅速な通報等について教示し、加害者に対しても、保護命令を遵守させることはもちろん、配偶者への暴力は犯罪となる行為をも含む人権侵害であることの指導警告を行っています。現在の体制では、警察は唯一加害者と接触し、指導警告を行える機関であり、緊密な連携により一層の安全確保を図っていく必要があります。

主な取組

■ 女性相談センターを中心とした関係機関との連携

- ・保護にあたっては、女性相談センターを中心として、配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村等の関係機関が相互に連携を図りながら協力します。
- ・県事務所及び岐阜地域福祉事務所、市町村は、必要に応じて個別ケース会議を開催するなど、一時保護中から被害者の自立に向けた支援や連携を行います。また、女性相談センターは、必要なサポートを行います。
- ・保護や自立支援にあたっては、必要に応じて、民間支援団体等関係機関とも連携します。

■ 一時保護体制の充実

<あらゆる状況に応じた一時保護先の確保>

- ・男性、性的少数者、外国人、障がい者、高齢者等、被害者本人の状況や、同伴する家族の有無等を勘案し、個々のケースに応じた適切な一時保護委託先や新たな緊急一時保護先を確保します。また多様な一時保護先を確保していくため、民間シェルターの設立や運営に要する経費補助を行うなどして、その活動を支援していきます。
- ・追求の激しい加害者から逃れるために、県外で一時保護を行ったり、施設に入所したり

自立したりする人は少なくありません。県では、必要に応じて、県域を超えて被害者の一時保護の受け入れを行っており、今後も一時保護の受け入れ等がスムーズに行われるよう、近隣県との広域連携を図っていきます。

<一時保護所における体制整備>

- ・一時保護所において、精神的に不安定になる夜間のサポートを行うとともに、加害者からの追及の恐れ等から被害者等を守るため警備体制の充実を図るとともに、精神的なケアをしていくための体制を整えます。
- ・一時保護中の同伴児一人ひとりの特性や状況に合わせた保育や学習支援を充実させるとともに、女性相談センターが子ども相談センターとの連携を密にしながら同伴児に対する精神的なケアを充実し、子どもにとって必要な支援を行っていきます。

<支援者等への危害防止>

支援者など関係者へ危害が及ぶおそれについて、関係機関は警察との間で連携を密にして、情報の共有化を図り、支援者等への危害防止に努めます。また、一時保護所等の関係機関においては、危機管理対応マニュアルを作成するなど、防犯体制を整え、組織として加害者に対応するための適切な判断ができるよう、実際に訓練を行うなど、危険を回避するための準備を行います。

■ 保護命令等への対応

<保護命令制度の周知>

- ・DVの問題を広報啓発していく際に、保護命令制度についても併せて周知徹底を図ります。また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、保護命令が発令されることを周知していきます。
- ・保護命令の通知を受けた場合には、警察は、裁判所から保護命令を発令された被害者及び親族等の安全確保のために、各関係機関と連携し、適切な対応をするように努めます。また、警察は、加害者に対して、保護命令の遵守、保護命令違反時の刑罰法令の適用等について指導警告を行います。

<被害者等に係る情報の保護>

- ・被害者を保護する観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出や住民票の写し等の交付の請求に対する拒否等の措置、医療保険の適切な取り扱いについて、関係機関に周知徹底していきます。
- ・市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした会議等において、制度の運用や関係部局との連携について、周知徹底を図るとともに、支援措置が適切に運用されるように努めます。
- ・被害者が安心して転居先等で子どもと生活ができるよう、学校や保育所、幼稚園等においても関係職員が適切な対応ができるよう、DVに関する正しい知識の普及を図ります。
- ・被害者が自ら自分の情報を保護する重要性について、被害者自身の理解促進に努めます。

施策の柱Ⅳ 実効性のある自立支援体制づくり

めざす姿

被害者が自立して生活しようとする際、被害者は、心的、身体的ダメージからの回復が必要なだけでなく、住宅や就業機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決に関わる関係機関等は多岐にわたります。

各関係機関が、被害者の置かれている状況に対する認識を共有しながら連携を図り、被害者の意思が尊重される形で生活再建の道筋が見つけられるよう、自立に向けた実効性のある支援体制づくりを目指します。

【 施策の方向1 被害者の生活再建に向けた支援 】

現状と課題

- 被害者の居住の安定を図るため、被害者が県営住宅の入居を希望する場合、優先入居の対象とするとともに、民間アパートへの入居に際しても、居住支援法人等により円滑に入居できるよう情報の提供や相談等を行ったり、社会福祉施設の施設長等が保証人となった場合の保険料や損失補償の一部を補助するなどの支援を行っています。今後もこのような支援について周知を図るとともに、被害者の意向や状況に応じて市町村とも連携をしていく必要があります。
- 繰り返し受ける暴力の中で精神的・肉体的な疲労が蓄積し、新たな生活に向かっていくエネルギーが失われている被害者も多く、生活再建のための心のケア等も必要です。一時保護後の自立した生活をしていくための地域への橋渡しや、裁判所・役所等において手続きを行う際に、知識のある支援者の付き添いの援助も不可欠です。
 県では、民間支援団体の協力のもと、被害者に対して同行支援も行っています。法律無料相談や就業講習等により被害者の経済的自立を促進するとともに、生活保護や母子父子寡婦福祉資金の貸付など利用可能な福祉制度についても情報提供するなど、自立に向けた支援を行っています。
- 被害者が心身を回復していくためには、被害者同士が体験や悩みなどを語り合うことで気持ちを整理したり、情報を共有しながら今後について考えていくことが有効とされています。また、DVが原因の離婚であっても、子どもの利益を最も優先して考慮するため、面会交流が行われることがあります。そこで、被害者相互の支援を目的とする活動や、DV被害者の面会交流を支援する民間支援団体を支援していきます。

主な取組

■ 被害者の心のケアと自立のための支援

＜自立のための心のケア＞

同じ体験を抱えている仲間と出会い、自らの体験を分かち合い、回復への道を歩むきっかけをつくることを目的として活動する自助グループやサポートグループ等の活動を支援していきます。また、希望する被害者に対しては、そうしたグループを紹介するほか、自尊心を取り戻すカウンセリングやトレーニング講座の実施等により、医学や心理学の専門家との連携を図りながら、心理的な回復と新たな生活をつくりあげていく力をつけるための支援を行います。

また、DVを原因とした離婚における面会交流が円滑に行われるよう、面会交流支援を行っている民間支援団体の活動を支援することで、面会交流によるDV被害者の心身の不安を取り除くよう支援していきます。

＜自立のための同行支援＞

被害者が、裁判所等関係機関において手続きを行う際に、配偶者暴力相談支援センター、民間支援団体、関係機関の職員等が同行し、被害者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、被害者の置かれた状況等について補足して説明を行うなど、手続きが円滑に進むよう支援を行います。

＜居住する場の確保＞

県営住宅への優先入居について引き続き制度を周知するとともに、市町村に対し、公営住宅への優先的な入居について協力を依頼します。

また、民間賃貸住宅についても、入居を拒まない登録住宅の普及や制度の周知を行うとともに、居住支援法人等を通じて円滑に入居ができるよう居住支援を行います。

＜就労のための支援＞

公共職業安定所及び職業訓練施設において、被害者に配慮した対応がなされるよう連携を強化していきます。また、県内企業向けにメールマガジン等を配信することで、DVに関する理解を深めてもらい、被害者への配慮について協力を得られやすい環境を整えるとともに、就労支援活動を行っている民間団体等と連携・協力し、被害者の就労機会の確保を支援していきます。

■ ひとり親支援に係る情報提供

- ・「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の各種相談やより良い就業に結びつけるための支援等を提供します。
- ・児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の活用など、自立に向けたひとり親支援の情報を提供します。

■ 継続的な支援体制の整備

<関係機関との連携による継続的な支援体制>

被害者の自立に関わる関係機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援できるよう、配偶者暴力相談支援センターが中心となり設置している関係機関の協議会等において、支援のあり方について検討していきます。

<施設機能の充実と整備>

- ・県内の母子生活支援施設において、被害者等の安全・安心が確保できる体制を整えるための施設面及び人的な充実について働きかけます。
- ・婦人保護施設における生活や自立支援に向けた適切な保護ができるよう、地域生活移行支援※7を実施し、地域社会への円滑な移行及び自立に向けた支援を行います。また、婦人保護施設退所後は、自立生活のための支援を行います。

※7 「地域生活移行支援」とは：婦人保護施設において、入所者の退所後の地域生活への円滑な移行のため、施設を離れ、地域社会や地域生活等を体験するための支援のこと。

【 施策の方向2 子どもの安全・安心を確保する支援 】

現状と課題

- 被害者の自立を支援する上で、被害者である親とともに暴力から避難した子どもたちが、適切な教育や保育を受けるための環境を確保することは重要です。
- 家庭内でのDVを子どもが目当たりしたり聞いたりすることや、巻き込まれて虐待を受けることは、子どもの心身へも大きく影響を与えます。学校や保育所、幼稚園、子育て支援施設など、子どもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識を持ち、DVによって傷ついている子どもを早期に発見し、専門機関による支援につなげていくことが必要です。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」では、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、DVが子どもの目の前で行われることは「虐待」にあたると明記されています。DVと児童虐待は相互に密接な関係性があるとの認識のもと、相談や一時保護等の段階で子ども相談センター等との相互の連携を図り、対応しています。
- また、加害者の追跡を想定し、市町村教育委員会や学校、保育所、幼稚園等においても、被害者の安全を確保するための体制を整備することが求められます。区域外就学について弾力的に受け入れを行うなど、子どもが安心して学校等に通うための支援が必要です。

主な取組

■ 子どもの心のケア

子どもと日常的に接している学校や保育所、幼稚園、子育て支援施設等の関係者が、DVが子どもに与える影響を理解し、子どもが置かれている状況や子ども自身の状態を把握した上で適切な対応が行われるよう働きかけます。

また、配偶者暴力相談支援センター、子ども相談センターや市町村の要保護児童対策地域協議会、子ども家庭支援センターが医学や心理学の専門家とも連携を図りながら、子どもの心のケアの支援を行います。

その他、DV被害者及びその子どもの心のケアを共に支援できる体制を検討します。

■ 子どもの就学等への支援

区域外就学について弾力的に受け入れを行い、被害者からの申し出があった場合には、加害者などの問い合わせに応じないなどの安全対策を講じるよう市町村教育委員会へ働きかけます。

■ 子どもの安全を確保する支援体制の整備

子どもへの保護命令が発令されている場合や、DVの被害者であることの申し出があった場合には、学校や保育所及び幼稚園での対応方法等、マニュアル化したものを作成・配布するなどして、適切な対応が行われるよう、働きかけます。

施策の柱V 被害者支援のための体制づくり

めざす姿

被害者への支援を円滑に実施するために、配偶者暴力相談支援センター、警察、県及び市町村の関係機関のほか、被害者支援に関わるすべての機関が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携して取り組む体制づくりを目指します。

また、被害者の個々の事情に応じたきめ細やかな対応をしていくために、行政機関が主体的に取り組むとともに、被害者支援のための豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体と相互に連携を図りながら、積極的な施策の展開を目指します。

また、それぞれの段階で被害者へ良質な支援を提供するための苦情処理体制づくりを目指します。

【 施策の方向1 関係機関相互の連携促進 】

現状と課題

- DVの防止及び児童虐待防止について、各関係機関の取り組み状況や課題を共有し、それぞれの連携を深めることを目的に、学識経験者及び民間支援団体も含めた関係機関をメンバーとする「家庭における暴力防止等協議会」を2001年度より開催しています。また、県内各5圏域においても「配偶者暴力等防止地域協議会」を開催しており、現状と課題の意見交換や、事例検討などを行い、各関係機関との連携を図っています。
- 保護機関等の担当者会議を開催し、実務者レベルの間での連携促進にも努めています。協議会の充実を図るとともに、実際に被害者の保護や支援に当たる実務者レベルによる具体的事例に基づく検討会の実施を通じ、関係者が情報及び認識を共有し、連携してそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。
- 民間支援団体が行うシェルターの確保及び運営や、電話相談、同行支援などの被害者等の自立支援に係る経費補助等により、地域における被害者の保護や自立支援体制の充実、早期自立の促進が図られています。柔軟で機動的な活動が行える民間支援団体と行政とが、それぞれの特性を生かしながら連携し、協働して施策を推進していくことが、よりきめ細やかな支援体制の構築につながります。被害者の多様なニーズに対応していくため、実働的なネットワークづくりが必要であり、今後も、民間支援団体の活動を支援していくとともに、緊密な連携を図り、被害者へのきめ細やかな支援を行っていくことが求められます。
- 現在活動中の民間支援団体については、被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援が行えるという民間の特性を生かした活動が継続して行えるよう、県ではこれを引き続き支援していくとともに、加害者は支援者にも危害を及ぼす恐れがあることから、支援者の安全確保を常に配慮しながら、事業委託等を検討していく必要もあります。

主な取組

■ 県内ネットワークの強化

<「家庭における暴力防止等協議会」の充実>

「家庭における暴力防止等協議会」は、家庭内で発生する暴力であるDVと児童虐待について、現状把握と課題分析を行い、家庭における暴力の防止、早期発見、早期対応のための施策を検討し、その充実に向け関係機関の連携を図ります。

<「配偶者暴力等防止地域協議会」の充実>

各圏域の「配偶者暴力等防止地域協議会」は、市町村を超える区域での連携・支援を円滑に行うため、市町村を含む圏域をカバーするネットワークとして、実務者レベルの事例検討会を通じ、活用できる社会資源等の情報や課題を共有し、関係機関それぞれが役割を果たせるよう連携を図ります。

■ 民間支援団体の活動支援及び連携

<活動のための支援>

DV防止に取り組む民間支援団体を支援するため、女性相談センターが主催する研修への参加や、他機関が主催する研修会等への参加を支援するなど、被害者の支援に関わる人材の養成や、民間支援団体のスタッフの資質の向上に対して必要な支援を行います。民間支援団体からの相談に応じ、必要な情報を提供するなどの支援を行うとともに、民間支援団体が持続的な活動を可能としていくための運営に係る助言や指導等のサポートを行います。

また、国からの各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等を含め、DVに関する様々な情報及び資料を民間支援団体へ提供していきます。

<連携の強化>

「家庭における暴力防止等協議会」や「配偶者暴力等防止地域協議会」等への参加を招請し、民間支援団体と関係機関との連携を強化していきます。

被害者が自立するために、裁判所やハローワークへ行ったりアパート探しをする際に同行し、被害者をサポートする同行支援を民間支援団体に依頼するなど、引き続き連携を図っていきます。

【 施策の方向2 市町村における支援の充実 】

現状と課題

- 市町村は、DV防止と被害者の保護等に関する基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置について努力義務を負っています。
- 計画については32市町が策定していますが、配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村はありません。また、市町村単位でのDV防止協議会の設置については、28市町村（2018年12月現在）が設置しています。
- 各市町村における、DV防止基本計画の策定とDV防止協議会の設置、配偶者暴力相談支援センターの設置を促進していくことにより、DV対策を効果的に推進し、被害者支援を充実させていくことが求められます。

主な取組

■ 市町村「DV防止基本計画」策定の促進

必要な情報提供や助言を行うなど、全市町村に DV 防止基本計画が策定されるよう、働きかけていきます。

■ 市町村「DV 防止協議会」設置の促進

各市町村単位で関係機関との連携を目的に、全市町村に DV 防止協議会が設置されるよう、働きかけていきます。

■ 市町村「配偶者暴力相談支援センター」設置の促進

設置に向けたノウハウを提供するとともに、相談件数、緊急一時保護事業の実施状況を勘案し、市町村において配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけていきます。

DV防止基本計画を定めようとする市町村と県との間で、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センター・被害者相談窓口と県の配偶者暴力相談支援センター等との役割分担や関係する施策の調整に努めます。市町村への聞き取りなどにより、策定や設置等にあたり障壁となっている点を把握し、その解消に向けた支援をしていきます。

また、DV防止基本計画の策定及びDV防止協議会、配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村に対して、支援のあり方を検討します。

【 施策の方向3 良質な支援につなげるための苦情処理体制整備 】

現状と課題

- 本県では、一時保護所入所者へのアンケート調査を実施し、要望・苦情等があった場合には対応を検討し改善に努めています。
- 被害者への二次被害はあってはならないことですが、万が一発生し、被害者からの苦情の申し出があった場合には、被害者の処遇の向上と支援者のレベルアップを図るためにも、組織として苦情を受け付け、第三者機関の設置検討を含めた苦情処理体制の整備が必要です。
- また、苦情への対応結果については、可能な限り申し出た被害者に説明するとともに、必要に応じ職務執行方法の改善に努めることが必要です。
- 本県では、条例に苦情に対する体制について明示するとともに、「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会※8」の中に苦情処理部会を設置して、体制を整備しています。
- 今後も、県民に対して、より広く苦情処理制度について周知していく必要があります。

主な取組

■ 苦情処理体制づくり

現在、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」第18条の規定に基づき、健康福祉部子ども・女性局女性の活躍推進課を窓口として、男女共同参画に関する苦情等に対応しています。被害者が各機関における苦情対応に納得がいかない場合には、この制度を活用して苦情の申し立てができることを周知していきます。

一時保護委託施設や民間支援団体における苦情処理体制についても、公的機関に準じた体制の整備を働きかけます。

※8 「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」とは:「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」(2003年岐阜県条例第49号)第20条により設置された知事の諮問機関です。

第4章 計画の推進体制と役割分担

1 推進体制

有識者や公募委員で構成される「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」において、本計画への取り組み状況を随時確認していただき、本計画の変更など必要な事柄についてご意見をいただきます。

そのご意見をふまえ、関係各課等からなる庁内連絡会議において、施策の実施状況を把握しながら、庁内意思決定の場においてその状況を検証し、翌年度以降の施策に反映していきます。

2 役割分担

■ 県

様々な分野にわたる施策を結びつけ、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、市町村、民間支援団体等の取り組みを支援します。

■ 市町村

住民にとって一番身近な自治体として、実情に応じた取り組みを推進します。

■ 民間支援団体

県や市町村等関係機関と連携を図り、より積極的に支援活動を推進します。